

「上小山田地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト」(案)

「上小山田地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト」を検討するにあたり、前回(第3回 2017年9月25日)示したコンセプトの要素1～3について、施設整備に係る内容を抽出します。

今回抽出した内容をもとに、次回コンセプト及びその内容を整理します。

1. コンセプトの要素1～3の施設コンセプト項目

コンセプトの要素-1

新しい「ごみの資源化施設」の整備について、皆さまから頂いているご意見・ご要望

1. 新しい「ごみの資源化施設」に対する要望事項	
(1) 災害対策	・ 災害時避難施設としてのスペースの確保
	・ 防災備品倉庫等を備える施設
(2) 付帯施設	・ 市民開放利用として駐車場 15 台程度を設置
	・ 地元町内会が利用できる会議室の設置
	・ コミュニティルーム、多目的ホールの設置
2. その他関連事項	
・ 施設のデザイン については周辺の景観に配慮すること。	

コンセプト要素-1 の施設整備コンセプトに係る内容（運営関連・周辺整備は除く）は、「[災害対策](#)」「[付帯施設（市民利用スペース、駐車場含む）](#)」「[施設のデザイン](#)」が挙げられます。

コンセプトの要素-2

町田市資源循環型施設整備基本計画 ～新しい「ごみの資源化施設」の整備について～

2013年4月に策定された「町田市循環型施設整備基本計画」の中で、新しい施設に求められる機能・役割について、次のように記載しています。

求められる機能・役割

“ごみの資源化施設は、環境負荷の低い施設とすることのみならず、環境学習及びコミュニティ活動や防災の拠点となるなどの機能を併せ持つことも期待されている。”

1. 防災機能

資源ごみ処理施設は、災害に備えて、防災備蓄倉庫機能等を持たせるなど、防災拠点としての役割を果たせるように整備する。

2. 環境学習・ごみ減量啓発機能

資源化及び減量化推進活動の拠点・環境学習の場としての機能を確保する。
環境学習機能…循環型社会形成施設の位置づけと情報発信の場を提供する。
体験等の学習機能…イベントの実施や学校との連携を図る。

3. 市民協働

市民協働の場を設ける。

4. 景観への配慮

緑地の面積を最大限確保し、緑が多く景観に配慮したデザインとする。

※ 枠内:『町田市資源循環型施設整備基本計画～新しい「ごみの資源化施設」の整備について～』
(2013年4月町田市) 第10章より抜粋

コンセプト要素-2 の施設整備に係る内容としては、「環境負荷の低い施設」「防災機能」「環境学習・ごみ減量啓発機能」「市民協働」「景観への配慮」が挙げられます。

コンセプトの要素-3

まちづくりや環境に関する各種の計画

町田市のまちづくりや環境に関する各種の計画より、施設整備に係る内容を抽出します。

計画の名称	概要
町田市都市計画マスタープラン (2017年4月第3版)	都市計画法第18条の2の規定に基づいて市町村が策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都道府県が定める「都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針」と市の基本構想に即して定めた計画。
第二次町田市環境マスタープラン (2012年4月)	町田市で目指す「望ましい環境像」を提示し、その「望ましい環境像」を実現するための基本目標と基本目標を達成するための達成目標、環境施策、計画の推進体制、進行管理について定めた計画。
町田市景観計画 (2009年12月)	町田市の良好な景観づくりを目指して、地域の資源や特徴に配慮した景観づくりの進め方を定めた計画。
町田市緑の基本計画2020 (2016年3月)	緑地の適正な保全や緑化の推進さらには公園緑地の整備に関して、その将来像、目標などの緑のあるべき姿とそれを実現するための施策などを定める、緑とオープンスペースに関する総合的な計画。
町田市地域防災計画 (2016年度修正)	町田市・東京都及び防災に関係する機関や、その他市民が持ちうる全機能を発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めた計画。
町田市北部丘陵活性化計画 (2011年3月)	自然環境に恵まれ、多くの歴史・文化の足跡をみることができる北部丘陵の残された貴重な自然を次世代に良好な状態で引き継ぐべく、北部丘陵の活性化のために定められた計画。 さらに、活性化計画で掲げた目標像の実現に向けて、具体的な実施事業を明確化した「町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン」を2017年3月に策定し、事業を推進している。

(1) 町田市都市計画マスタープラン

町田市都市計画マスタープランは地域毎に策定されています。ここでは、都市計画マスタープラン（北部の丘陵地域）から施設整備に係る内容を抽出します。

【都市計画マスタープラン(地域別構想編(2013年改定))4-3. 北部の丘陵地域より抜粋】

1 北部の丘陵地域の現況と魅力・課題

1) 地域の成り立ち・現状

①地域の成り立ち

北部の丘陵地域は、町田市の北部に位置し、多摩市や八王子市の多摩ニュータウンに接する地域です。多摩丘陵の大きな緑地帯を抱え、一帯が鶴見川の源流域となっており、複数の尾根と谷戸によって構成される丘陵地です。谷間を走る街道沿いに街並みが形成され、江戸時代に宿場としてにぎわった小野路宿や寺社など歴史的資源が点在しています。

大部分は市街化調整区域となっており、農地も多く、里山の原風景を今に残す自然環境豊かな地域です。

小山田緑地の一部は、1961年に風致地区に指定されました。また、その他のまとまったみどりも都市計画緑地や東京都保全地域の歴史環境保全地域などに指定され保全されています。

②まちづくりの動向

2002年に小野路西部地区、2003年に小山田地区で土地区画整理事業の構想が中止となり、市街地開発から農とみどりを保全、活用するまちづくりに方針が転換されました。2011年には「町田市北部丘陵活性化計画」が策定され、自然環境を保全・活用しながら、地域の活性化を図る取組みが始まっています。

また、町田市住みよい街づくり条例に基づく、地域の住民が主体となったまちづくりも進められています。小野路宿通り周辺では、2009年に策定された「町田市景観計画」に基づく景観形成誘導地区に指定されるなど、旧宿場町の景観を活かした取組みや観光交流拠点の整備が進められています。また、田中谷戸地区では、地域の生活を大切に集落づくりが進められています。

さらに、広域的に重要なみどりの維持・保全をめざし、市民や学校、NPO法人、企業などさまざまな団体が活動しています。

③人口・世帯

北部の丘陵地域は大部分が市街化調整区域となっており、人口密度が低い地域です。

高齢者人口は年々増加傾向にあり、特に、小野路町を中心に高齢化が顕著になっています。

■北部の丘陵地域の人口・世帯数の推移



出典：住民基本台帳 各年1月1日現在
※町丁目の一部は面積按分にて算出

2 北部の丘陵地域のまちづくりの構想

北部の丘陵地域は、都心近くにありながらも貴重な動植物が生息・生育するなど、豊かな自然環境が残り里山の原風景を今に伝える地域です。丘陵地に広がる樹林と谷戸の田んぼから構成される自然環境や風景を、住民のみならずさまざまな担い手との協働によって保全し、将来に継承していきます。

鶴見川の源流保水の森をはじめとした自然資源や、小野路宿をはじめとする歴史資源など、自然と歴史が一体となった環境を活かして観光につなげるとともに、人々の安らぎと憩いの空間として育んでいきます。そして、地域の住民、地域を訪れる人々など地域に関わる多くの人々がさまざまに交流しあえるまちづくりをめざします。

また、住民の生活を支える道路整備や災害時に備えた安全対策を図り、これからも地域に住みつけられる環境を整えていきます。

1) 地域の目標

- ☆ さまざまな担い手との協働による、貴重な里山や営農環境の保全と継承
- ☆ 豊かな自然・歴史資源や農環境を活かし、住民や来訪者の交流を生み出すまち
- ☆ 生活利便の向上や災害対策などにより、住民が安心して住みつけられるまち

2) テーマ別のまちづくりの方針

① にぎわいと交流を創出するまちづくり（拠点活性化）

ア) スポーツなどを通じた交流の場づくり

- ・野津田公園の陸上競技場、小野路公園の野球場など既存のスポーツ施設を活かし、人々がスポーツを楽しみながら交流を図れる場づくりを進めていきます。
- ・野津田公園では、魅力ある公園づくりに向けた基本計画「第二次野津田公園整備基本計画」を策定し、整備を進めていきます。

イ) 芝溝街道、鎌倉街道での周辺環境に配慮した沿道市街地の形成

- ・芝溝街道（町3・4・18）や鎌倉街道（町3・3・8）の幹線道路沿いでは、交通利便性を活かしながら、周辺住宅地の環境やみどりに配慮した、産業施設、商業・サービス施設と住宅が共存する複合市街地の形成を誘導します。

② 安全安心のまちづくり（防災・防犯）

ア) 多摩方面などとの広域連携を見すえた骨格的な道路網の形成

- ・町田駅や多摩市方面との南北間の連絡性を高めるため、多摩都市モノレールの導入空間となる道路や新規の都市計画道路について検討し、整備を進めます。
- ・小野路地区では、小野路宿通りのまちづくりを踏まえ、大蔵小野路線（町3・4・22）の線形の変更を検討していきます。

- 多摩境通り（町3・4・25）の交通渋滞の緩和を図り、市内の他地域への連絡性を高めるため、その延伸を検討していきます。
- 町田駅や鶴川駅などの市内の他地域との連絡性を高めるため、芝溝街道（町3・4・18）や小山田街道（町3・4・40）の整備を推進していきます。
- 幹線道路の整備にあたっては、地域の地形構造への影響を最小限に留めるなど、周辺の自然環境に配慮しながら、計画を進めていきます。
- 小田急多摩線の横浜線・相模線方面への延伸の実現に向けて、関係機関との協議を継続するとともに、それに伴う延線のまちづくりについて検討していきます。

イ) 鶴見川の治水安全度の向上

- 鶴見川の河川整備について、東京都に推進を働きかけていくとともに、特定都市河川である鶴見川流域については、流域水害対策計画を推進し、治水安全度の向上を図ります。

ウ) 集落地の安全性の確保

- 土砂崩れや山火事などの災害の可能性のある場所については、危険な箇所の把握・点検を呼びかけるとともに、土地利用を適切に誘導するなど、地域での生活の安全性確保を図ります。

③環境にやさしいまちづくり（環境先進都市）

ア) 環境負荷の低減に寄与する緑地の保全



- 地域内の広域に広がる樹林地は、二酸化炭素の吸収や固定する機能が高い良質な樹林地としていくために、優先順位を決めながら手入れを進めていきます。
- 緑地の保全にあたっては、市民、NPO法人、事業者などとの協働により進めていきます。
- 緑地の管理などによって発生する剪定枝については、たい肥・チップ化を図り、地域での再利用を進めていきます。

イ) 環境に配慮した汚水処理対策の推進

- 市街化調整区域内での適正な汚水処理対策の推進により、生活排水が環境に及ぼす負荷を低減します。
- 芝溝街道（町3・4・18）の都市計画道路予定区域における汚水管の未整備区域では、公共下水道の整備を進め、生活基盤の充実を図っていきます。

ウ) 豊かな自然環境を活かした環境学習の場の創出

- 豊かな自然に恵まれている地域の特性を活かして、市民活動と連携を図りながら実践的な環境学習の場を創出していきます。

④自然を活かすまちづくり（みどりと共存）

ア) 自然の潤いが享受でき、交流を生み出す「水とみどりの広域拠点」の形成

- 鶴見川の源流域周辺の丘陵域一帯を「水とみどりの広域拠点」として位置づけ、源流の周辺緑地、既存集落地などが一体となった、個性ある谷戸や里山の景観を継承して、市内だけでなく市外からも多くの人々が訪れ、自然の潤いが享受できる広域的な癒しの拠点としていきます。

○水とみどりの拠点の形成

(1) 源流保水の森などの自然環境を保全する「小山田水とみどりの拠点」の形成

- 鶴見川の源流保水の森、野中谷戸、西山中谷戸などからなる「小山田水とみどりの拠点」では、源流の谷戸の生態系や自然環境を保全し、周辺とのみどりの連続性を確保した拠点の形成をめざします。
- 特に、鶴見川の源流域は多様な生物の生息場所であることから、市民やNPO法人、事業者などとの協働により、源流保水の森の植生の回復を図り、保全していきます。
- 源流保水の森や野中谷戸、西山中谷戸の鶴見川源流域一帯は、地域制緑地の指定などを検討しながら保全していきます。

(2) 人々の憩いの空間となる「小山田緑地水とみどりの拠点」の形成

- 小山田緑地や図師ふるさとの森などからなる「小山田緑地水とみどりの拠点」では、東京都との連携により、特徴的な里山の風景と自然環境を保全し、多くの人に憩いの空間を提供する質の高い拠点の形成をめざします。
- 都市計画緑地、風致地区として指定されている小山田緑地については、引き続きみどりの景観誘導や緑地の整備・保全を推進していきます。

(3) 歴史と自然にふれあえる「図師・小野路水とみどりの拠点」の形成

- 図師小野路歴史環境保全地域や奈良ばい谷戸、東谷戸、万松寺谷戸などからなる「図師・小野路水とみどりの拠点」では、東京都などとの連携、市民・学生・NPO法人などとの協働により、豊かな水系や谷戸の生態系などの自然環境を保全し、美しい谷戸や里山の景観を将来に継承していくような拠点の形成をめざします。
- 特に、図師小野路歴史環境保全地域では、動植物の生息・生育空間として保護するとともに、歴史と良好な自然が一体となった環境にふれあえる場として、整備、保全を図っていきます。
- 万松寺などの主要な史跡や寺社などの文化財の周辺は、自然環境と一体となったみどり豊かで趣のある風景を保全していきます。

(4) 小野路宿通りなどの歴史的景観と調和した「野津田・小野路水とみどりの拠点」の形成

- 小野路宿通りや鎌倉古道などの歴史資源と、野津田公園や野津田丘陵ふるさとの森、鎌倉街道小野路宿ふるさとの森などのまとまった公園・緑地からなる「野津田・小野路水とみどりの拠点」では、東京都などとの連携、市民やNPO法人などとの協働により、歴史的資産や農の風景などの豊かな自然環境が保全され、歴史・文化、さらには農とふれあう拠点をめざします。鎌倉街道小野路宿ふるさとの森は、地域制緑地の指定区域の拡大を検討していきます。
- 小野路宿通り沿道では、かつての宿場町としての面影を伝える板塀や掘割、蔵などが特徴的な街並みを保全、再生し、周辺の自然環境と歴史的な街並みが一体となった魅力ある景観を創出していきます。
- 既存の建物を改修した「小野路宿里山交流館」を整備し、さまざまな担い手や住民の活動の中心になるとともに、周辺地域の散策の起点になる交流の場づくりを進めます。

○里山環境の多様な担い手による保全や交流の場としての活用

(1) 里山環境を形成する重要な水とみどりの保全・再生

- 水とみどりの拠点以外でも、広域的に重要な丘陵地の樹林と谷戸のみどりは、地域制緑地などの制度を活用し、保全・再生していきます。

- 丘陵地のみどりの連続性による自然景観や、尾根筋からの眺望景観の維持・保全を図ります。
- 鶴見川沿いは、自転車歩行者専用道路や公園、親水空間などの整備を進めながら、水とみどりを身近に親しめる水辺空間としていきます。
- 鶴見川の支流や水路は、丘陵の風景になじむ身近な水辺空間として維持していきます。

(2) 谷戸などの営農環境の保全や担い手の育成

- 小山田、函師、小野路地区などにまとまってある谷戸の田んぼや畑などの農地については、住民と連携してその地形・地質にあった農業手法を検討し、保全していきます。
- また、農道の整備を進め、営農環境を整えていきます。
- 地域農業の継続のために、農業に従事している住民などの協力を得ながら、多様な担い手の育成を図るとともに、農業研修の充実、新たな農業ボランティアの組織化など、さまざまな仕組みを取り入れていきます。

(3) 市民農園などの農とみどりに親しめる空間や交流拠点の充実

- 市民農園や体験農園などの市民交流型農業やクラインガルテンの仕組みの導入などにより、市民が気軽に農業にふれ、交流を図ることができる仕組みを検討していきます。さらに、農的空間をレジャーとして楽しめる観光農園や農業公園の適用について、そのあり方を含めた検討を行っていきます。
- 樹林地の保全管理作業や農作業、体験学習活動の支援の場、活動団体などの情報交換の場として、農とみどりの交流施設や駐車場などの整備を進めます。
- また、地域や団体による地元の農作物の販売を行う直売所の開設や運営を支援していきます。

イ) 北部の丘陵地域をめぐる快適な歩行者ネットワークの形成

- 水とみどりの拠点をはじめとする、豊富にある自然・歴史・文化資源をつなぐ散策ルートを引き続き整備し、歩行者ネットワークを形成します。
- 散策ルートの整備に加え、地域資源を活用した散策スポットや交流の拠点となる施設を整備していきます。また、住民などの手による散策ルート沿いの花の庭づくりなど、協働による散策スポットの創出を検討していきます。
- 地域の成り立ちの理解や散策のマナー向上の啓発のために、自然・歴史・文化資源や散策ルートの案内板の整備などを、住民などと連携しながら行っていきます。

ウ) 北部の丘陵地域の魅力や活動の情報発信

- 市民団体やNPO法人、市などが主体となって進めている取組みや地域の資源など、北部丘陵に関する情報を一元化し、さまざまな手法を用いながら情報発信していきます。

⑤ 住みつけたいまちづくり (住環境・コミュニティ)

ア) 集落地の生活環境の改善・充実

- 既存の集落地では、地域で安心して住みつけられるよう、周辺の自然環境に配慮しながら日常生活の質を高める施設の立地誘導や、小学校などの建替えによる子育て環境の充実、準幹線道路や生活道路の改善・整備を進めます。
- 交通不便地域の解消のため、公共交通の充実を検討します。

イ) 市街化調整区域の自然と調和した土地利用の誘導

- 市街化調整区域の土地利用を図る際には、一定の基準のもとで資材置場や墓地などの土地利用行為を適正に規制・誘導していきます。

- 市街化調整区域の主要な道路の沿道は、現行の土地利用規制や社会状況を踏まえながら、地区計画制度などの活用も視野に入れ、みどり豊かな風景に調和した土地利用を図っていきます。

ウ) 集落単位の助け合いのまちづくり

- 日々の生活の中で培っている集落単位のコミュニティを活かし、住民の助け合いによる生活支援の仕組みづくりや地域の憩いの場づくりについて検討し、地域のつながりを活かしたまちづくりを進めます。

みんなで考えよう!

<市民のまちづくりアイデア>

ここでは、「まちづくり検討会」で提案された市民意見の中で、今後、市民・事業者・市などがまちづくりに取り組む際に参考となるアイデアを掲載しています。



農の暮らしにより育まれてきた樹林地を活かし、地域産業として成り立たせることで、再生させてはどうか。

関連する方針： **A** P.48

例えば…

* 樹木のチップをたい肥に再生して地域の畑に撒くなど、地域で循環できる仕組みをつくる。



農業の継承をめざして新たな仕組みをつくり、推進する母体を組織化してはどうか。

関連する方針： **B** P.50

例えば…

* 農地所有者、担い手をマッチングさせる仕組みをつくる。

* 地元営農者が新たな担い手へ農業で生活ができるまで、農業を教える仕組みをつくる。



市民の憩いの場をつくってはどうか。

関連する方針： **C** P.50

例えば…

* モデル事業として、散策路、公園、散策路沿いの花畑などを、一体的に整備する。

* 子どもたちが自然を体験できるような空間にする。

* 場づくりに、地域の高齢者の力を活用する。



観光客を呼び込むためのさまざまな取り組みをしてはどうか。

関連する方針： **D** P.50

例えば…

* 地域をよく知る地元住民による「里山観光ガイド」により、観光案内と地域への配慮マナーの啓発をおこなう。

* ガイドマップの作成など、地域を知ってもらうツールを用意する。

3) ゾーン別の方向性

ここでは、土地利用、市街地開発の経緯、生活行動範囲などを踏まえて、地域内の類似する特性を持つ範囲をゾーンとして設定し、それぞれのまちづくりの方向性を示します。

●ゾーンの設定とまちづくりの方向性

- 源流保水の森から小山田緑地にかけてまとまったみどりが広がる小山田・図師ゾーン、小野路から真光寺にかけて農地や歴史資源が点在する小野路・真光寺ゾーン、芝溝街道を中心とした沿道に市街地が広がる野津田ゾーンの方向性を示します。

■ゾーン図



ゾーン	まちづくりの方向性
小山田・図師ゾーン	多摩丘陵の豊かな自然資源を活かし、さまざまな担い手により樹林地の保全や農の環境を維持するまちづくり。多くの人々が谷戸の風景の中で農に親しみ、散策して楽しむまちづくり。
小野路・真光寺ゾーン	多摩丘陵の豊かな自然資源を活かし、さまざまな担い手により樹林地の保全や農の環境を維持するまちづくり。小野路宿通りなどの歴史・文化資源を活かし、自然と一体となった観光・交流を生み出すまちづくり。
野津田ゾーン	芝溝街道沿道を中心とした水とみどりに囲まれた良好な住環境の形成。みどり豊かな環境でのスポーツを介した人々の交流が生まれるまちづくり。

4) 市民が主体に進めるまちづくり

ここでは、実際に行われている市民活動を踏まえて、今後考えられる市民が主体となって進めるまちづくりの例を示します。

●さまざまな担い手によるみどりの維持・保全活動を通じた、憩いの空間の創出

- 源流保水の森では、「NPO法人鶴見川源流ネットワーク」が中心となって、豊かな水系を保全するために、森の維持管理が行われています。こうした取組みをモデルとしながら、地域全体へ広げていくために、本地域の豊かな自然環境に興味を持つ担い手へ向けて、情報発信を充実させ、住民だけでなく、地域の外からもNPO法人、学校、企業などのさまざまな人や組織の担い手を呼び込み、みどりの維持・保全を進めながら、より多くの人々が憩える空間へ育てていくことが考えられます。

●地域の豊富な資源や人材を活かした観光まちづくり

- 小野路宿通りでは、「小野路宿通り街づくり協議会」が中心となり、観光の要素を取り入れながら、沿道の景観形成を通じたまちづくりを進めています。また、多摩丘陵を活動エリアとした「NPO法人みどりのゆび」が、地形や歴史をつなぐフットパスのルートづくりやその散策を通じた自然観察会などを行っています。こうした活動などと連携しながら、市内外の人々が気軽に地域を巡りつつ自然・歴史資源にふれながら学ぶことができる観光を広めていくことが考えられます。地域での生活に配慮しながら、季節に応じたフットパスを設定するなど、住民ならではの創意工夫により、地域の魅力を活かして、訪れる人が楽しめる空間にしていくことが考えられます。

●地域の取組みを活かした農業の活性化

- 休耕農地では、「NPO法人まちだ結の里」が中心となって、昔から地域に伝わる伝統農法により、農地を保全・再生する活動を行っています。また、地域の小学校では、地域の農家の方の協力を得て体験農業を通じた環境学習の取組みも行われています。そうした活動などを発展させるとともに、さまざまな人が農に触れることができる機会を増やすなど、取組みを積み重ねながら地域内外へ広げ、地域の農業を活性化させていくことが考えられます。

市民が主体となって進められてきた街づくり活動（地区街づくり団体、街づくり市民団体）

○小野路宿通りでの街づくり

- 「小野路宿通り街づくり協議会」が中心となって、小野路宿の歴史的な街並みを後世に残すことをめざし、宿場町としてのイメージを残すことを基本にした街並み景観再生ルールを策定し、それに基づき活動を続けている。現在は、角屋の跡地利用〔小野路宿里山交流館の整備〕、せせらぎ水路の維持管理の検討も進めている。2009年11月に地区街づくりプランを策定。

○田中谷戸地区での街づくり

- 「田中谷戸街づくり協議会」が中心となって、住みつけられることができる良好な集落環境づくりと貴重な自然環境（農と水・みどり）の次世代へ継承をめざし、地区住民全体の合意を図りつつ具体的な街づくり計画の立案に向けて活動している。2009年11月に地区街づくりプランを策定。

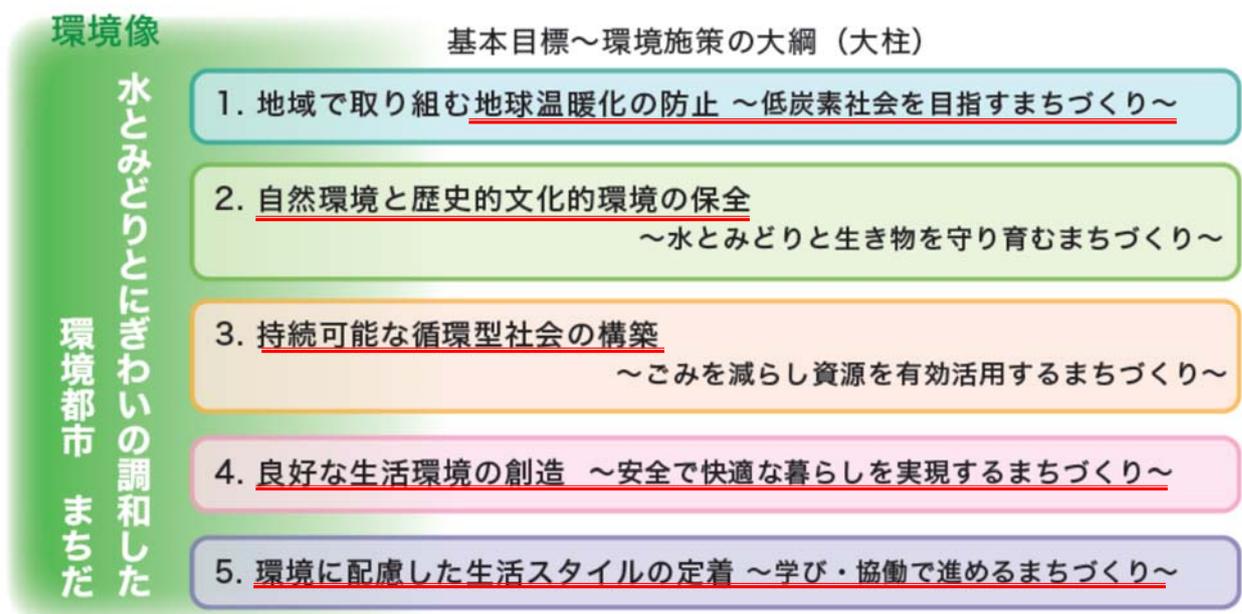
コンセプト要素-3「(1) 町田市都市計画マスタープラン」の施設整備に係る内容としては、「貴重な里山や営農環境の保全と継承」「住民や来訪者の交流を生み出すまち」「住民が安心して住みつづけられるまち」「環境にやさしいまちづくり (環境先進都市)」「自然を活かすまちづくり (みどりとの共存)」「住みつづけたいまちづくり (住環境・コミュニティ)」「多摩丘陵の豊かな自然資源」「樹林地の保全や農の環境を維持するまちづくり」が挙げられます。

(2) 第二次町田市環境マスタープラン

第二次町田市環境マスタープランの内容を確認し、施設整備に係る内容を抽出します。

【第二次町田市環境マスタープランより抜粋】

基本目標



コンセプト要素-3「(2) 第二次町田市環境マスタープラン」の施設整備に係る内容としては、「地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～」「自然環境と歴史的文化的環境の保全」「持続可能な循環型社会の構築」「良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～」「環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～」が挙げられます。

(3) 町田市景観計画

町田市景観条例の内容を確認し、施設整備に係る内容を抽出します。

【町田市景観計画（第2章 町田市の景観づくりの基本的な方針）より抜粋】

1. 基本理念

生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち

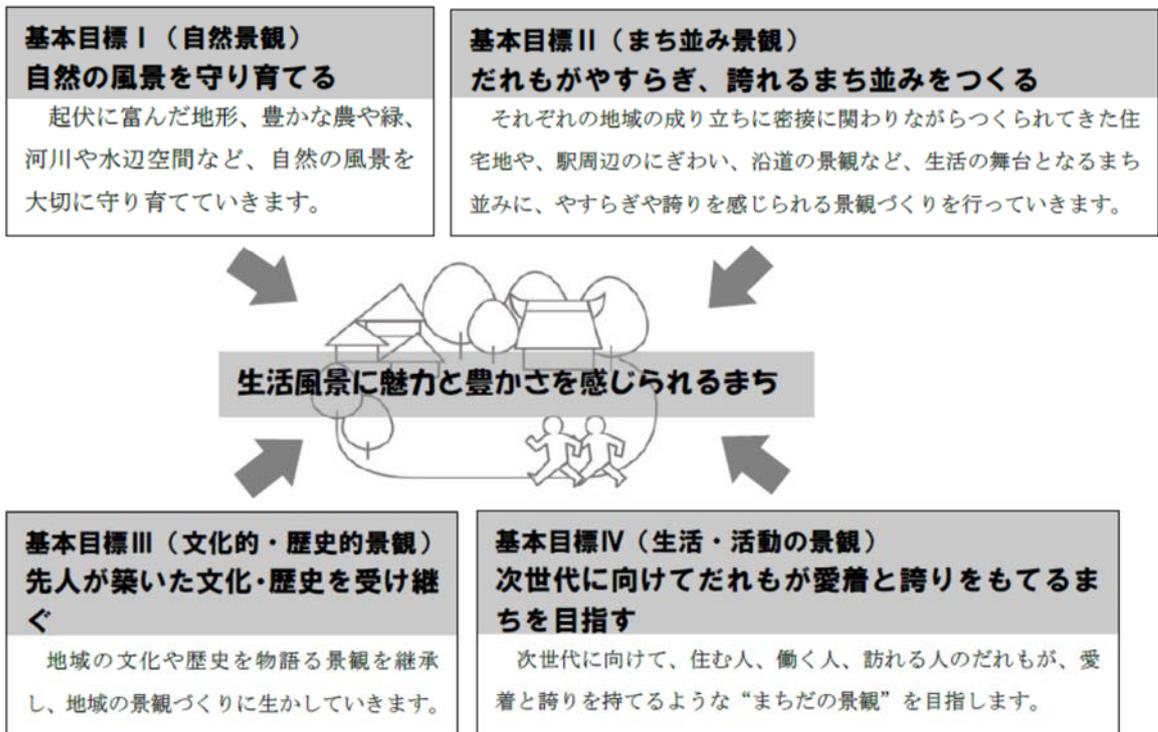
～人と風景が共に育つ景観づくり～

市の景観の特徴となっている、「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」は、どれも市民の生活と深い関わりを持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた「生活風景」です。

市では、そうした「生活風景」を市民が主役となって守り、つくり、育てていくことにより、市民だけではなく、市に関わりをもつ人、市を訪れる人も含めて、“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”を目指した景観づくりに努めます。

2. 基本目標

第1章で整理した市の特徴的な景観の要素である「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」を踏まえて、4つの基本目標を設定し、それぞれの視点から多面的に景観づくりに取り組み、基本理念である「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」の実現を目指します。

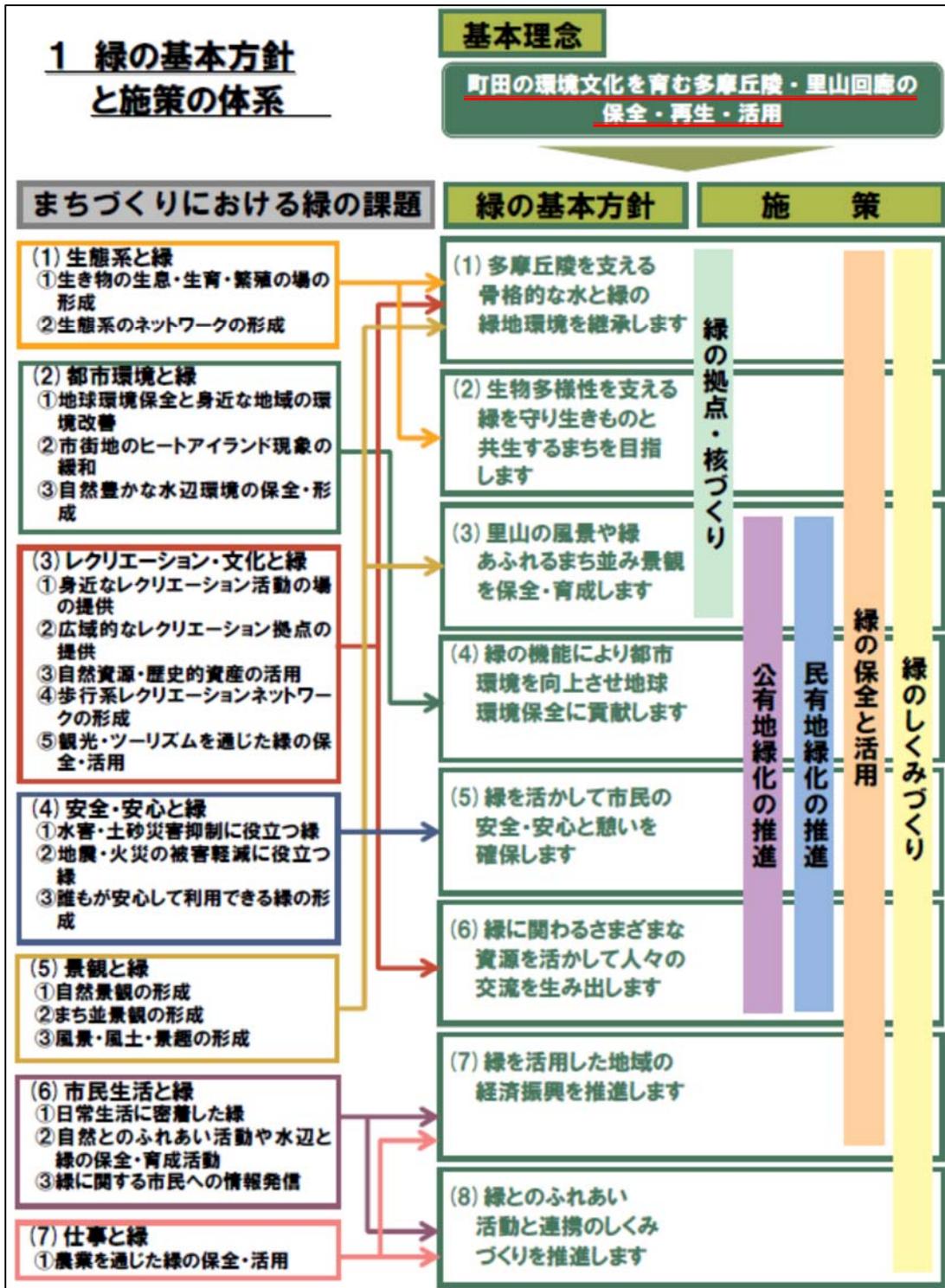


コンセプト要素-3「(3) 町田市景観計画」の施設整備に係る内容としては、「自然景観」「まち並み景観」「文化的・歴史的景観」「生活・活動の景観」が挙げられます。

(4) 町田市緑の基本計画

町田市緑の基本計画の内容を確認し、施設整備に係る内容を抽出します。

【町田市緑の基本計画（概要版）より抜粋】



コンセプト要素-3 「(4) 町田市緑の基本計画」の施設整備に係る内容としては、「[町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用](#)」が挙げられます。

(5) 町田市地域防災計画

町田市地域防災計画の内容を確認し、施設整備に係る内容を抽出します。

【町田市地域防災計画（第1章第5節 防災ビジョン）より抜粋】

市民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

理念	災害予防計画	基本目標
災害に強い人と組織をつくる	第1節 災害に強い人と組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、市および関係機関の職員については、知識と技術を身につけ臨機応変に任務を遂行できるようにする。 ●混乱期における被害の抑制や要援護者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。 ●市、関係機関、事業所、団体、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。 ●多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点等に配慮し、男女共同参画を推進する。
災害に強いまちをつくる	第2節 <u>災害に強いまちづくり</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。 ●崖崩れや液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。 ●大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、オープンスペース・緑地の保全とそれを活用した延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。 ●不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ●道路、橋梁、鉄道、ライフライン施設の耐震性および各機関の連携体制を強化し、安全性を確保する。

理念	災害予防計画	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第7節 避難対策実施体制の整備	第11節（地震） 帰宅困難者対策 第12節（地震） 第12節（風水害） 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ●局所的な被害が発生した場合の一時的な避難者受け入れ対策を定める。 ●消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し、市民・外来者等を安全に避難させる。 ●災害発生直後から避難施設（避難所）を開設し、運営は住民組織等の自主運営に移行させる。 ●帰宅困難者対策を策定する。 ●災害時要援護者等に配慮し居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。 ●逸走した動物の保護及び避難施設（避難所）等での飼育動物対策について定める。
	第8節 緊急輸送体制の整備	第15節（地震） 第15節（風水害） 緊急輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損、停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。 ●輸送拠点を適切に設置するとともに、市および関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。
	第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備	第16節（地震） 第16節（風水害） ライフライン・都市公共施設の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ●ガス漏れ時の供給継続や通電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。 ●生活関連施設の早期回復および代替サービスの提供を迅速に行う。 ●公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止・低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。

コンセプト要素-3「(5) 町田市地域防災計画」の施設整備に係る内容としては、[「災害に強いまちづくり」](#)が挙げられます。

(6) 町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン（2017年3月）

2011年3月に「町田市北部丘陵活性化計画」を策定し、その目標像の実現に向けて、具体的な実施事業を明確にするため「町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン」が策定されました。

そこには町田北部丘陵活性化計画を推進していくために、取り組みの核となる5つの事業を「重点事業」として集中的に実施することとされているため、その事業に関して、施設整備に係る内容を抽出します。

【町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン（推進事業）より抜粋】

第2章 推進事業

1 推進事業について

アクションプランでは、活性化計画の成果と課題を踏まえ、限られた財源や計画期間の中で活性化計画を推進していくために、取り組みの核となる5つの事業を「重点事業」として集中的に実施します。そして、北部丘陵全体の活性化を目指す上で、重点事業と連携して取り組みを強化していくことで相乗効果が期待できる10の事業を掲げます。これら15事業を「推進事業」として位置づけ取り組みます。

■推進事業一覧

事業名称	
重点事業	① <u>新たな交流・回遊拠点の開設</u>
	② 里山環境の回復や保全を促進する仕組みの構築
	③ 「(仮称)北部丘陵まちづくり推進ネットワーク」の構築
	④ <u>幹線道路等の計画・変更等</u>
	⑤ 北部丘陵での活動や魅力の効果的な情報発信
	p.3-4に概要を記載
	⑥ 農地の改善や農道の整備 ・大幅な地形の変更は行わずに、丘陵の地形を活かしながら景観に配慮し、農地の改善や農道の整備等を行い、営農環境を確保。
	⑦ 農業研修事業 ・市有農地を活用して2年間の農業研修を行うことにより、援農ボランティアや新たに農業経営を目指す方を育成し、担い手不足の解消を図る。
	⑧ 農地あっせん事業 ・市街化調整区域の遊休農地を、新規就農希望者や農地を拡大したい農業者とマッチングして貸出し、遊休農地の解消及び農地の集約化を図る。
	⑨ 農業体験事業 ・北部丘陵内において、市民農園、体験農園、観光農園の実施を支援する。
	⑩ 市民協働による里山環境の再生・保全 ・小山田の森委員会、木こり応援隊、ヤマツツジの里の活動を継続するとともに、新たな場所で展開していく。
	⑪ 生活道路の整備 ・既存道路の拡幅等により、地域における持続的な生活を支える生活道路を整備する。
	⑫ 新規バスルートの整備、増便 ・交通事業者と連携し、道路整備の進捗に合わせて、北部丘陵と町田市内の既成市街地、隣接市にある鉄道最寄り駅をネットワークするバス便等を強化し、地域の交通利便性を高める。
	⑬ 市街化調整区域における土地利用方策の検討（地区計画制度等の活用） ・市街化調整区域における秩序ある土地利用を図るための方策を検討する。
	⑭ 里山の景観を楽しむ散策コースの整備 ・北部丘陵内のフットパスコースとのつながりに留意しながら、北部丘陵の優れた景観を楽しむ散策コースを活用して、地域の歴史・生活・文化資源、緑農資源の価値を高める
	⑮ 花のある道づくり ・道路沿道やフットパスコース沿いの市有地等を活用し、草花や樹木を育成する。

コンセプト要素-3「(6) 町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン」の施設整備に係る内容としては、「新たな交流・回遊拠点の開設」「幹線道路等の計画・変更等」が挙げられます。

2. 施設整備に係る内容の整理

コンセプトの要素1～3により抽出された施設整備に係る内容を一覧で整理します。

施設整備に係る内容の整理	抽出元
コンセプト要素-1	
災害対策	皆さまから頂いているご意見・ご要望
付帯施設 (市民利用スペース、駐車場含む)	皆さまから頂いているご意見・ご要望
施設のデザイン	皆さまから頂いているご意見・ご要望
コンセプト要素-2	
環境負荷の低い施設	町田市資源循環型施設整備基本計画
防災機能	町田市資源循環型施設整備基本計画
環境学習・ごみ減量啓発機能	町田市資源循環型施設整備基本計画
市民協働	町田市資源循環型施設整備基本計画
景観への配慮	町田市資源循環型施設整備基本計画
コンセプト要素-3	
貴重な里山や営農環境の保全と継承	(1) 町田市都市計画マスタープラン
住民や来訪者の交流を生み出すまち	(1) 町田市都市計画マスタープラン
住民が安心して住みつづけられるまち	(1) 町田市都市計画マスタープラン
環境にやさしいまちづくり (環境先進都市)	(1) 町田市都市計画マスタープラン
自然を活かすまちづくり (みどりとの共存)	(1) 町田市都市計画マスタープラン
住みつけたいまちづくり (住環境・コミュニティ)	(1) 町田市都市計画マスタープラン
多摩丘陵の豊かな自然資源	(1) 町田市都市計画マスタープラン
樹林地の保全や農の環境を維持するまちづくり	(1) 町田市都市計画マスタープラン
地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～	(2) 第二次町田市環境マスタープラン
自然環境と歴史的文化的環境の保全	(2) 第二次町田市環境マスタープラン
持続可能な循環型社会の構築	(2) 第二次町田市環境マスタープラン
良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～	(2) 第二次町田市環境マスタープラン
環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～	(2) 第二次町田市環境マスタープラン
自然景観	(3) 町田市景観計画
まち並み景観	(3) 町田市景観計画
文化的・歴史的景観	(3) 町田市景観計画
生活・活動の景観	(3) 町田市景観計画
町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用	(4) 町田市緑の基本計画
災害に強いまちづくり	(5) 町田市地域防災計画
新たな交流・回遊拠点の開設	(6) 町田市北部丘陵活性化計画 アクションプラン
幹線道路等 の計画・変更等	(6) 町田市北部丘陵活性化計画 アクションプラン

3. 資源ごみ処理施設 コンセプト項目(案)

一覧にまとめた内容について、類似した意味を持つものをグルーピングすると、

- 1) 生活環境や自然環境への配慮に関連する内容（周辺環境への配慮）
- 2) 防災対策に関連する内容（災害対策）
- 3) 環境学習やコミュニティ活動、市民協働に関連する内容（市民活動拠点）

の3つに分類できます。

各項目の分類を以下に示します。

施設整備に係る内容の整理	抽出元	分類
コンセプト要素-1		
災害対策	皆さまから頂いているご意見・ご要望	2) 災害対策
付帯施設 (市民利用スペース、駐車場含む)		3) 市民活動拠点
施設のデザイン		1) 周辺環境への配慮
コンセプト要素-2		
環境負荷の低い施設	町田市資源循環型施設整備基本計画	2) 災害対策
防災機能		3) 市民活動拠点
環境学習・ごみ減量啓発機能		3) 市民活動拠点
市民協働		3) 市民活動拠点
景観への配慮		1) 周辺環境への配慮
コンセプト要素-3		
貴重な里山や営農環境の保全と継承	(1) 町田市都市計画マスタープラン	1) 周辺環境への配慮
住民や来訪者の交流を生み出すまち		3) 市民活動拠点
住民が安心して住みつつけられるまち		1) 周辺環境への配慮
環境にやさしいまちづくり (環境先進都市)		1) 周辺環境への配慮
自然を活かすまちづくり (みどりとの共存)		1) 周辺環境への配慮
住みつけたいまちづくり (住環境・コミュニティ)		1) 周辺環境への配慮
多摩丘陵の豊かな自然資源		1) 周辺環境への配慮
樹林地の保全や農の環境を維持するまちづくり	1) 周辺環境への配慮	
地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～	(2) 第二次町田市環境マスタープラン	1) 周辺環境への配慮
自然環境と歴史的・文化的環境の保全		1) 周辺環境への配慮
持続可能な循環型社会の構築		1) 周辺環境への配慮
良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～		1) 周辺環境への配慮
環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～		3) 市民活動拠点
自然景観	(3) 町田市景観計画	1) 周辺環境への配慮
まち並み景観		1) 周辺環境への配慮
文化的・歴史的景観		1) 周辺環境への配慮
生活・活動の景観		1) 周辺環境への配慮
町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用	(4) 町田市緑の基本計画	1) 周辺環境への配慮

災害に強いまちづくり	(5) 町田市地域防災計画	2) 災害対策
新たな交流・回遊拠点の開設	(6) 町田市北部丘陵活性化計画 アクションプラン	3) 市民活動拠点
幹線道路等 の計画・変更等	(6) 町田市北部丘陵活性化計画 アクションプラン	1) 周辺環境への配慮

1)～3)のグルーピングの中でも、1)周辺環境への配慮に関しては、環境負荷低減や公害防止に関すること、生活環境・良好な住環境形成に関すること、自然環境に関することと、最も広義的な意味を持つものと考えられます。

これらの内容をもとに、今回の資源ごみ処理施設のコンセプトとその内容を整理しますが、その中で1)～3)それぞれの内容の位置づけについても検討し、まとめていきます。

(1) 周辺環境への配慮

(環境負荷低減や公害防止に関すること)

- ・環境負荷の低い施設
- ・地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～
- ・持続可能な循環型社会の構築

(生活環境・良好な住環境形成に関すること)

- ・施設のデザイン
- ・景観への配慮
- ・住民が安心して住みつづけられるまち
- ・環境にやさしいまちづくり (環境先進都市)
- ・住みつづけたいまちづくり (住環境・コミュニティ)
- ・良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～
- ・まち並み景観、文化的・歴史的景観、生活・活動の景観
- ・幹線道路等 の計画・変更等

(自然環境に関すること)

- ・貴重な里山や営農環境の保全と継承
- ・自然を活かすまちづくり (みどりとの共存)
- ・多摩丘陵の豊かな自然資源
- ・樹林地の保全や農の環境を維持するまちづくり
- ・自然環境と歴史的文化的環境の保全
- ・自然景観
- ・町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用

(2) 災害対策

- ・ 災害対策
- ・ 防災機能
- ・ 災害に強いまちづくり

(3) 市民活動拠点

- ・ 付帯施設（市民利用スペース、駐車場含む）
- ・ 環境学習・ごみ減量啓発機能
- ・ 市民協働
- ・ 住民や来訪者の交流を生み出すまち
- ・ 環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～
- ・ 新たな交流・回遊拠点の開設

町田市資源ごみ処理施設（上小山田地区）コンセプト（案）

1.1. 市民の生活環境と周辺の自然環境にやさしい施設

周辺住民の生活環境や緑豊かな自然環境を保全するために、プラント設備及び建築物が及ぼす周辺への環境負荷を低減し、周辺環境との調和を図ることができる施設とする。

- (1) プラント設備稼働に伴う、騒音・振動・臭気等に配慮する。
- (2) 市民の生活環境を保全すると共に、より良好な生活環境の形成のために、周辺環境や景観に調和したデザイン・施設配置とし、地域に親しまれる施設とする。
- (3) 北部丘陵の豊かな自然資源を活かした施設計画とすると共に、再生可能エネルギーを採用する等、地球温暖化対策に寄与する施設とする。

1.2. 市民が安心して生活できる災害に強い施設

市民が安心して生活できる様に、災害時に、市民を支えることができる施設とする。

- (1) 資源ごみ処理施設は地震に強い構造とする。
- (2) 資源ごみ処理施設は、災害時に周辺住民の一時避難スペース及び防災備蓄倉庫等の機能を備えた施設とする。

1.3. 市民が学び・集い・交流することのできる施設

市民がごみを通じて環境を学べる様に、市民が学び・集い・交流することのできる場を作り、市民が積極的に参加できる様な施設とする。

- (1) 資源ごみ処理施設を利用する市民や見学者が環境に対する関心を高められるよう、見学スペースや情報展示スペースを設け、環境学習の場を広げることができる施設とする。
- (2) 市民や見学者が利用するエリアについては、市民が集い・交流することのできる空間を提供することで、市民活動を促進し、コミュニティの輪を広げることのできる施設とする。

1.4. 市民が安心して生活できる安定的な運営

市民が安心して生活できる様に、安全で、安定的な施設の稼働を行い、また、稼働状況等についても情報提供していく施設運営を行う。

- (1) プラント設備の運転にあたっては、安全管理、それに伴う労働安全衛生の徹底及び緊急対応などを行うものとする。
- (2) 市民が安心して生活できる様に、施設の稼働状況等について公開する。